

第8 民事執行法の課題

民事執行法は、2003（平成15）年及び2004（平成16）年の大幅な改正後、15年近くの運用を経て、2016（平成28）年9月の法制審議会において、法務大臣より民事執行法制の見直しに関する諮問がなされたのを機に改正への議論が進められ、2019（令和元）年5月に財産開示手続の改正、第三者からの債務者財産情報取得手続の新設等を内容とする改正民事執行法が国会で可決・成立するに至った。

このうちの財産開示手続においては、申し立てることのできる債務名義の範囲が拡大され、金銭債権の債務名義のうち仮執行宣言付判決、支払督促及び公正証書等でも申立てができるようになり、また、開示義務者の期日における不出頭など手続違背があった場合の罰則が6月以下の懲役または50万円以下の罰金と刑事罰に引き上げられるなどの改正がなされた。今回の改正の議論においては、この他、現行法において要件とされてきた強制執行の不奏功等の見直しも検討されたが、この要件についての改正はされず、現行のまま存置された。

また、今回の改正では、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度が新設され、債務者の給与債権にかかる情報を市町村等から、預貯金債権にかかる情報を金融機関等から、不動産にかかる情報を登記所からそれぞれ取得できるようになった。

強制執行の前提となる債務者の財産を覚知することは債権者にとって必ずしも容易なものではなく、判決後に強制執行という手段があるにもかかわらず、債権者の権利実現にとって事実上の壁となって来た点は否めない。他方で財産は債務者にとって重要なプライバシーや営業秘密を含むものでもあり、開示を義務付けるにあたってはこの点の考慮も欠かすことはできない。債務者のプライバシー等へ配慮しつつ、債権者の権利実現をいかに図るか議論の結果、今回の改正に至ったものであるが、改正法を実効性あるものとするには今後の運用にかかっている。我々はこれを注視しながら、必要に応じて提言を行っていくべきである。